

参 考 资 料

目 次

1	平成15年人事院勧告時報告（抄）（平成15年8月8日）	1
2	国家公務員の勤務時間制度等の概要	2
3	官庁執務時間並休暇二関スル件（大正11年閣令第6号）	3
4	国家公務員勤務時間法制の変遷	4
5	勤務形態別勤務時間法適用職員数	5
6	公務における勤務時間制度等の国際比較	6
7	「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果 （1）国家公務員制度において改善に取り組むべき課題 （2）国家公務員に必要な資質や能力 （3）公務員制度において今取り組むべき課題	8
8	I種試験等からの新規採用職員に対するアンケート調査結果	11
9	各省庁国家公務員定員数の推移	13
10	定員削減に関する最近の閣議決定	14
11	国家公務員の超過勤務時間及び超過勤務時間数の分布	15
12	社会人の大学院への受入れ状況の推移	16
13	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用 に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第85号）に よる任用・勤務形態の多様化の概要	17
14	「中間とりまとめ」における提言－職業生活と家庭生活との両立 に関する課題への対応策	18
15	平成16年人事院勧告時報告（抄）（平成16年8月6日）	19
16	仕事と家庭生活の両立支援策の推進	21
17	女性公務員の採用・登用の拡大に関する意識調査	24
18	男女共同参画、次世代育成支援・少子化対策に関する最近の 立法・提言	25
19	民間企業における出勤時間の管理方法	29

公務員制度改革の具体化に向けて

3 制度改革が向かうべき方向

(4) 服務規律と勤務環境の整備

イ 多様な勤務形態の導入

(ア) 国内外の困難な情勢に迅速・的確に対応するための公務能率の向上、実際の対応に当たる職員の健康管理、少子高齢化の進展等による育児・介護等の個人的事情への配慮等の観点から、多様な勤務形態の導入が必要であり、公務におけるフレックスタイム制、短時間勤務制、裁量勤務制等の適用範囲の拡大及び制度の弾力化を図る。

(イ) 多様な勤務形態の導入の検討に当たっては、適正な勤務条件の確保及び総労働時間の縮減にも留意するとともに関係府省等と十分連携しながら進める。また、人事院としては、多方面から総合的に検討するため、有識者による研究会を設置する。

国家公務員の勤務時間制度等の概要

【勤務時間に関する制度の概要】

- (1) **基本**
1日8時間、週40時間
(官庁の執務時間（開庁時間）：8時30分から17時まで)
- (2) **時差通勤**
交通混雑地域について実施
- (3) **早出遅出勤務**（交替制勤務等を除く。）
用務員、調理師等限られた職種において、業務の必要に応じて実施
職員が育児・介護を行う場合や超過勤務による疲労蓄積を防ぐためにも必要に応じて実施
- (4) **交替制勤務等**
刑務官、入国管理官等業務の必要に応じて実施
- (5) **フレックスタイム制**
研究職員について整備
- (6) **裁量勤務制**
招へい型任期付研究員について整備

【育児・介護のための休暇・休業に関する制度】

- (7) **保育時間**
満1歳未満の子どもを保育する場合：1日2回30分以内（有給）
- (8) **育児休業**
満3歳未満の子どもを養育する場合（無給）
- (9) **育児のための部分休業**
満3歳未満の子どもを養育する場合：1日を通じて2時間を超えない範囲内（無給）
- (10) **介護休暇**
家族を介護する場合：日単位又は1日4時間の範囲で時間単位（連続する6月限度）（無給）
- (11) **男性の育児参加のための休暇**
出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの上の子を妻の産前産後期間に養育する場合：妻の産後8週間（上の子の場合には産前6週間も可）において5日間、時間単位での取得も可能（有給）
- (12) **子の看護のための休暇**
小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：年5日間、時間単位での取得も可能（有給）

【深夜勤務・超過勤務制限に関する制度】

- (13) **育児・介護を行う職員の深夜勤務・超過勤務制限**
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、親族を介護する職員について、深夜勤務を免除、超過勤務を月24時間かつ年150時間に制限

官庁執務時間並休暇ニ関スル件(大正 11 年7月4日閣令第6号)

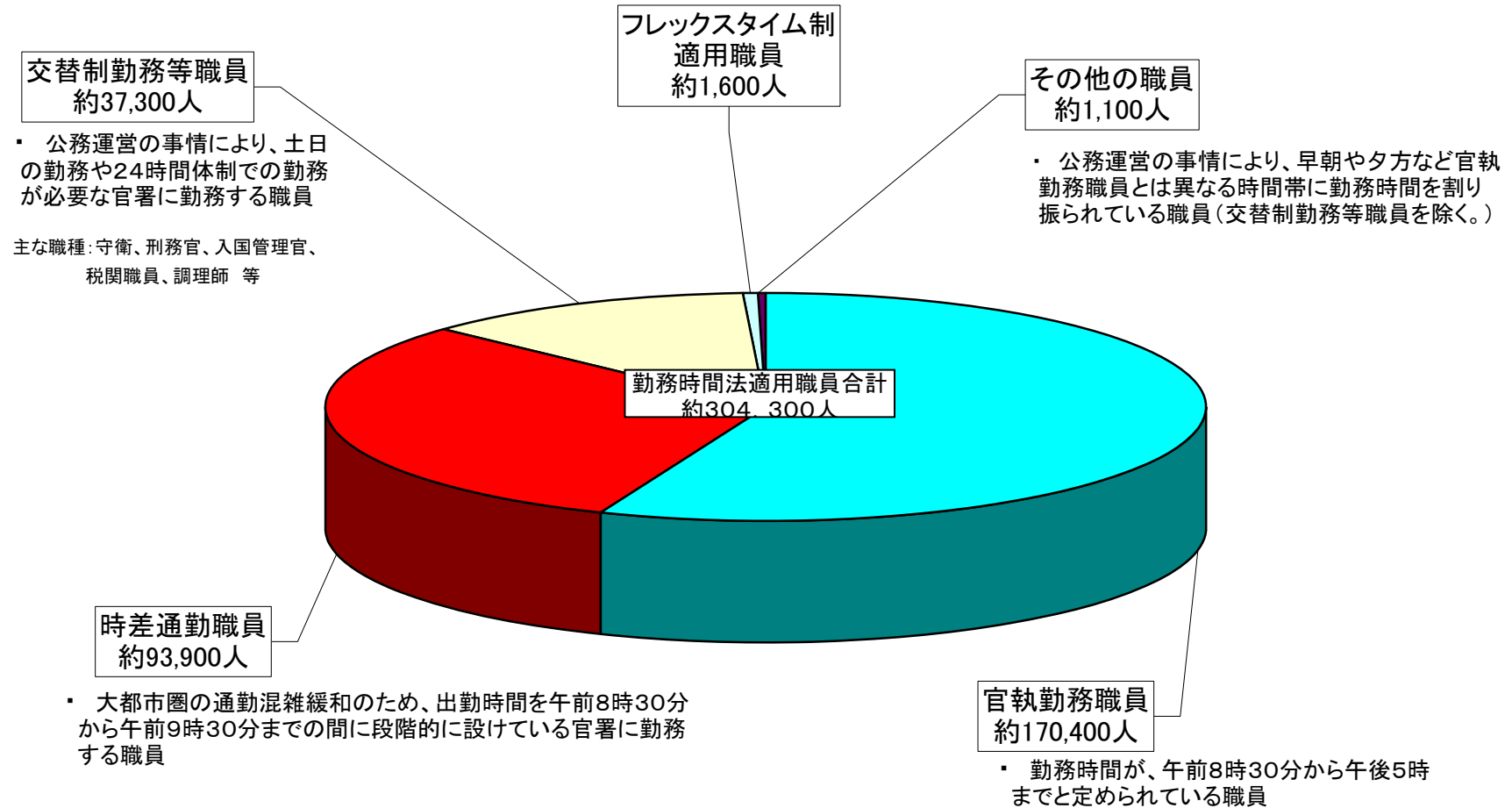
最終改正:平成 12 年8月 14 日総理府令第 90 号

- 1 官庁ノ執務時間ハ日曜日及休日ヲ除キ午前8時 30 分ヨリ午後5時迄トス但シ土曜日ハ午後0時 30 分迄トス
- 2 土地ノ状況ニ依リ又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ総務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ変更、繰替又ハ延長ヲ為スコトヲ得
- 3 事務ノ状況ニ依リ必要アルトキハ執務時間外ト雖執務スヘキモノトス
- 4 本属長官ハ療養ノ必要其ノ他特別ノ事情アル所属職員ヲシテ遅参又ハ早退セシムルコトヲ得
- 5 本属長官ハ所属職員ニ対シ7月 21 日ヨリ8月 31 日迄ノ間ニ於テ事務ノ繁閑ヲ計リ20日以内ノ休暇ヲ与フルコトヲ得但シ事務ノ都合ニ依リ当該期間内ニ於テ休暇ヲ与フルコトヲ得サル場合ニ於テハ他ノ期間ニ於テ之ヲ与フルコトヲ妨ケス
- 6 現業其ノ他特別ノ事務ヲ所掌スル官庁ノ執務時間及休暇ニ付テハ主務大臣別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

国家公務員勤務時間法制の変遷

昭23. 12. 31 以 前	官吏任免法等による「従前の例」
昭24. 1. 1	<p>新給与実施法一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務時間は、1週間について40時間から48時間までの範囲内で人事院規則で定める → 1週間48時間制 (24. 1. 1～24. 7. 22) 1週間44時間制 (24. 7. 23～) ・ 職員の勤務時間は、原則として月曜日から土曜日までの6日間において割り振り、日曜日は週休日とする
昭25. 4. 3	<p>給与法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務時間は、1週間について40時間から48時間までの範囲内で人事院規則で定める → 1週間44時間制 ・ 職員の勤務時間は、原則として月曜日から土曜日までの6日間において割り振り、日曜日は週休日とする
昭56. 3. 29	<p>給与法附則の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務を要しない時間方式による4週5休制の実施
昭61. 1. 1	<p>給与法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日及び休暇の法的整備
昭63. 4. 17	<p>給与法附則の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4週6休制の実施
昭64. 1. 1	<p>給与法の一部改正（行政機関休日法施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間42時間制 ・ 4週6休制の本則化（日曜日及び第2・第4土曜日は週休日）
平 4. 5. 1	<p>給与法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間40時間制 ・ 土曜閉庁方式による完全週休2日制（日曜日及び土曜日は週休日）
平 5. 4. 1	研究職員のフレックスタイム制実施（規則15-13）
平 6. 9. 1	<p>勤務時間法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週所定勤務時間の法律上の明定 ・ 交替制等勤務職員の4週8休原則の法律上の明示 ・ 休日代休制度及び介護休暇制度の新設 ・ 基本的な勤務条件制度や基準をできるだけ法律へ格上げ ・ 各省各庁の長の主体性の尊重及び事務簡素化
平 9. 6. 4	<p>任期付研究員法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁量勤務制の実施
平13. 4. 1	<p>新再任用制度施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用短時間勤務の実施

勤務形態別勤務時間法適用職員数



注1) 適用職員数は、平成15年9月末現在の一般職非現業国家公務員のうち、平成16年4月に法人化された国立大学、国立病院等の職員を除いた数。

注2) 裁量勤務制は、適用職員がない。

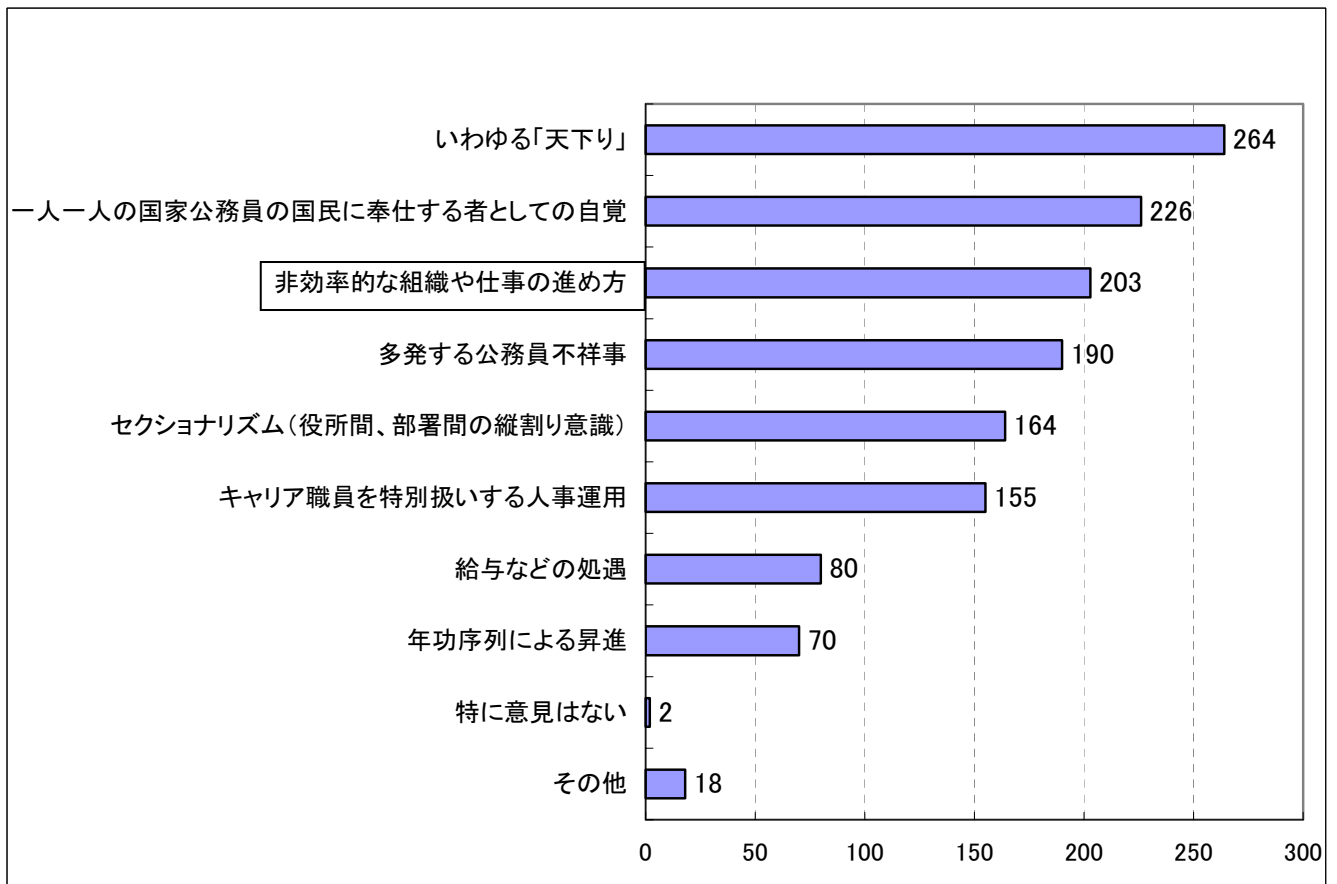
公務における勤務時間制度等の国際比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス
根拠法	一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律 人事院規則15-14(職員の 勤務時間、休日及び休暇)	合衆国法典第5部第61章 (勤務時間)、第63章(休暇)	公務員管理コード	連邦官吏法 連邦官吏の勤務時間に関する 命令 連邦職員労働協約 連邦及び州の労働者に関する 総則的労働協約	国家公務員の勤務時間の改善 と短縮に関する政令 官吏一般規程第2部
1週の勤務 時間	1週40時間	1週40時間	(上級公務員)*課長級以上 ロンドン在勤者:1週41時間 (毎日1時間の食事時間を含む) ロンドン以外:1週42時間(同 上) (上級公務員以外の職員) 各省庁ごとの交渉により決定。	(官吏) *公法上の勤務関係にある職員 1週平均40時間 (職員、労働者) *私法上の契約関係にある職員 1週平均38.5時間(将来的 には39時間となる見込み)	1週35時間、年間1600時 間 (特別な責務や危険等を伴う 職務を遂行する場合、省令に よりこれを下回る勤務時間を 定めることが可)
1日の勤務 時間	8時間	8時間以内 (勤務日週6日以内)	—	(官吏) 8.5時間以内(交替制勤務 の官吏を除く) (職員、労働者) 規定なし(官署ごとの就業規 則で定めていると思われる)	超過勤務、休憩を含めて12 時間以内
官庁執務 時間等	官執時間は、8:30~17:00 時差通勤、早出遅出勤務あり	各省庁ごとに定める(始業: 7:00~9:30、終業:15:30~ 18:00の範囲内)。 時差通勤あり	各省庁ごとに定める。	各省庁ごとに定める。	各省庁ごとに定める。
短時間勤 務制	再任用短時間勤務職員が対 象。 1週16~32時間勤務、週休 2日以上 〔部分的休業等による短時間 勤務〕 ・育児のための部分休業 ・介護のための介護休暇 ・健康上の理由による軽勤務	職員と管理者の合意により、 1週16~32時間の範囲内 で、一時的にパートタイム勤 務が可能 「ジョブ・シェアリング」(フルタ イムの職をパートタイム職員 でカバーする)の一形態 *約5万人が従事(2001年時 点)	(各職員(上級公務員を含 む。))について短時間勤務制 やジョブ・シェアリング制を採 用するかどうかは、各省、各 機関ごとに決定。)	(官吏) ・家庭政策による短時間勤務 ・高齢による短時間勤務 ・要件なし(法令上はどの職に も短時間勤務が可) ・パートタイム期間の前半をフル タイム勤務、後半を勤務免 除とする割振りが可。 (職員、労働者) ・家庭政策による短時間勤務 ・上記以外の事由について は、使用者と個別折衝	・軽減時間勤務 職員が一時的にパートタイム を選択できる制度。 ・その他のパート勤務 ①退職前 ②病氣療養時 ③子の養育、家族の介護の ため

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
テレワーク	—	各省庁が組合と協議・交渉を行い、職員の申請(直属の上司が合意したもの)により、在宅勤務、テレセンター等での勤務を承認。 ふさわしい業務: データ分析、報告書作成、コンピュータ関連業務等 * 各省庁が認める有資格者(約75万人)のうち約10万人が従事(2003.10時点)	—	育児、介護等の事由がある場合、週勤務時間の1/2~2/3の範囲で在宅勤務が可。	—
その他の多様な勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制 研究職員等が対象。 4週ごとの期間につき1週40時間となるよう、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る。 月～金の毎日2時間以上の勤務が必要。 コアタイムは週に1日以上2時間～4時間30分の範囲内。 ・裁量勤務制 招へい型任期付研究員が対象。 月～金の5日間について、1日8時間を勤務したものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選択勤務時間制 ①フレックスタイム 各省庁の長が認める者が対象。月～金の5日間勤務で出勤時刻が自由(コアタイムはあり)、2週で80時間勤務、最高24時間までを繰越可 ②圧縮勤務 各省庁の長が認める者が対象。2週で80時間勤務を基本として、勤務日にまとめて勤務し、週休日を増やす(10時間×4日勤務、3日週休日など) ・ホワイトカラー・イグゼンション 管理的被用者、専門的被用者等は、公正労働基準法による労働時間規制の適用を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制 各職員(上級公務員を含む。)についてフレックスタイム制を採用するかどうかは、各省、各機関ごとに決定。 ・6歳未満の子を養育する職員にはフレキシブルな働き方を提供。その他の個人的事情による場合は個別交渉。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制 コアタイムは毎日5時間半以上。1日10時間以内の勤務。 ・勤務時間口座 フレックスタイム制を利用することにより勤務時間を貯めて、その分(暦年又は12ヵ月以内に12日まで)を後で休めるとする制度。休みは、1月に2日又は半日×4回まで。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制 対象職員の限定なし。 行政管理協議会の意見を聞いた後に各機関が定めた15日又は1ヵ月を清算期間とする。コアタイムは毎日4時間以上。 ・管理、企画の職務に従事する職員には、勤務時間に関し、大幅な裁量権が認められる。

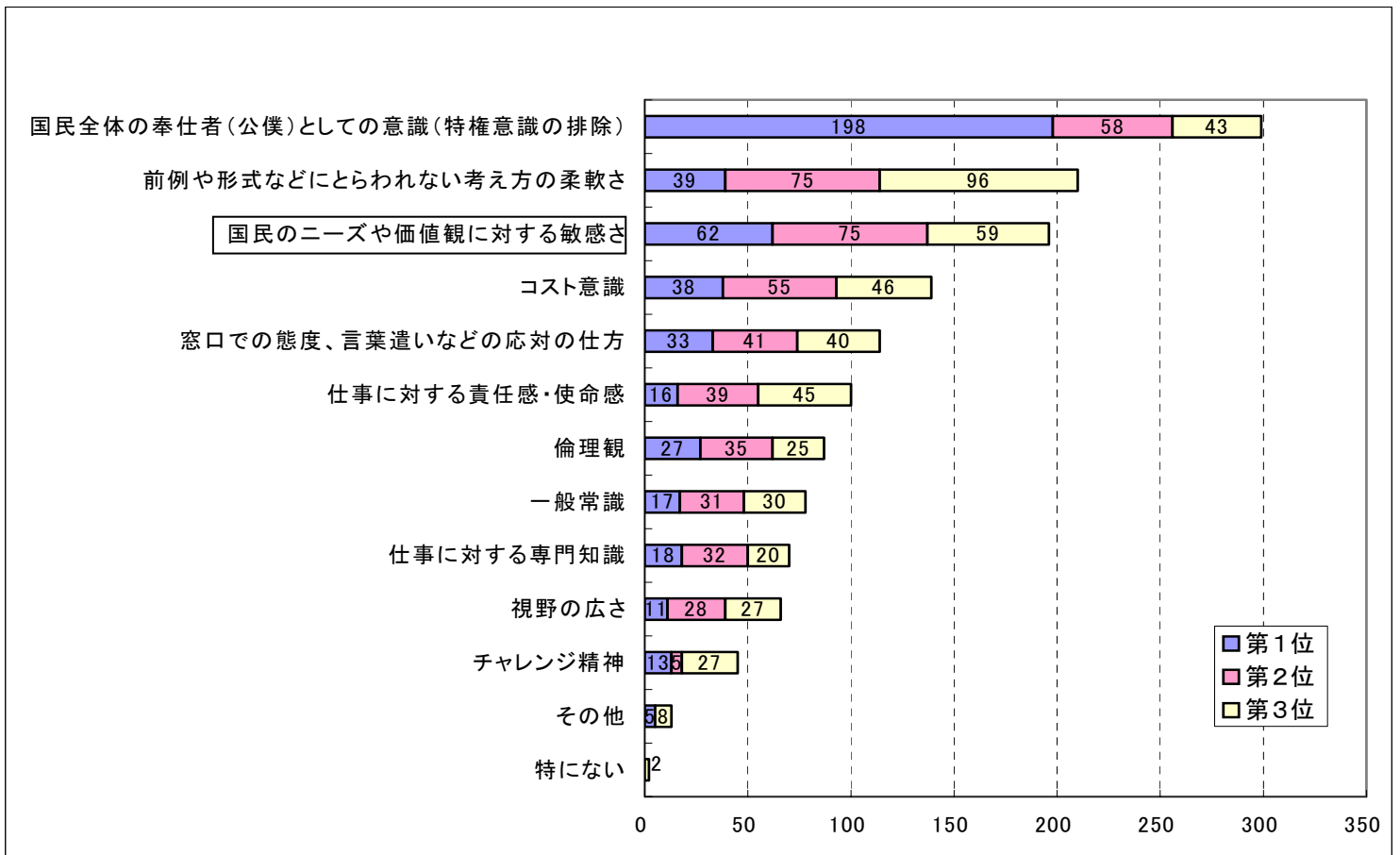
「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果

(1) 国家公務員制度において改善に取り組むべき課題



平成16年度第3回「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果

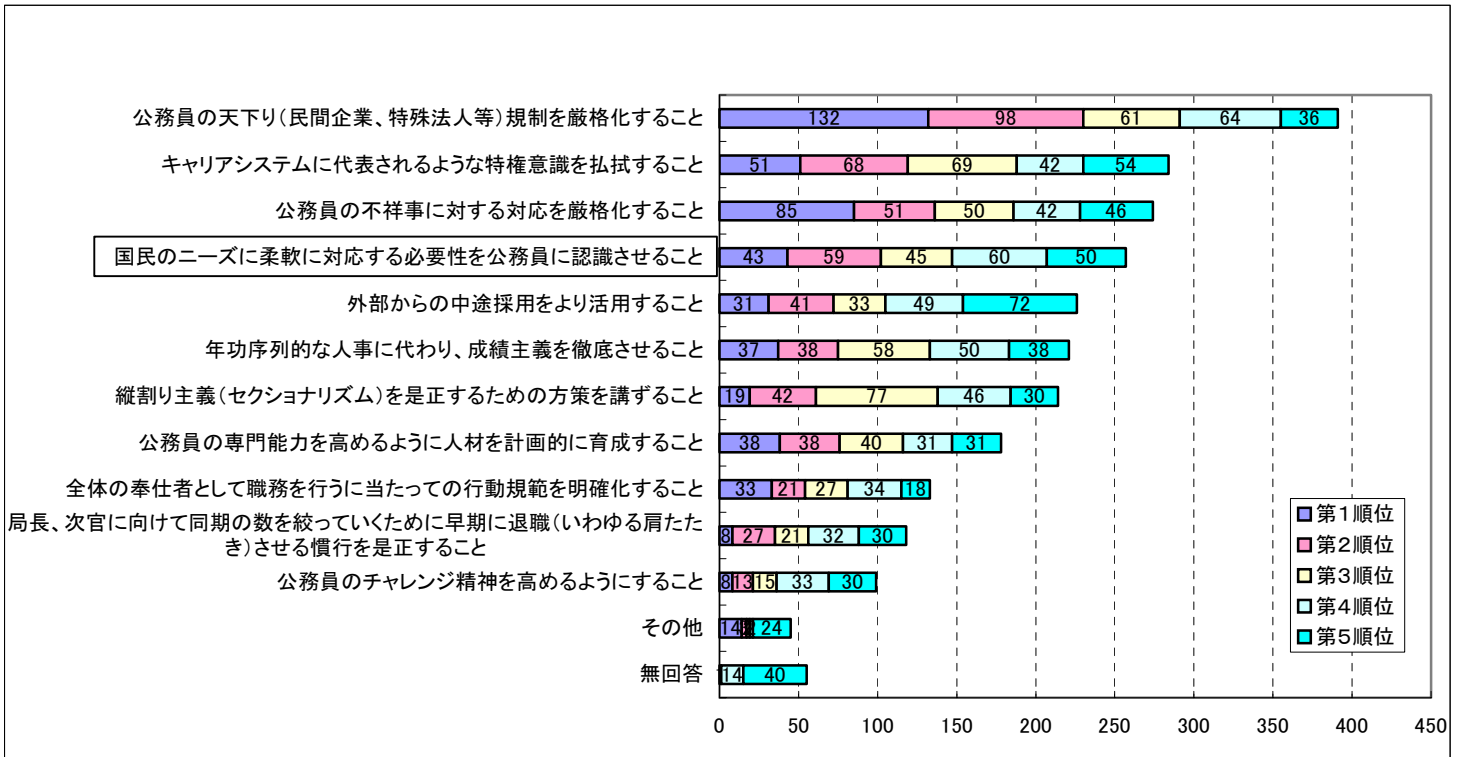
(2) 国家公務員に必要な資質や能力



- (注)・「チャレンジ精神」欄の数値は左から、第1位(13)、第2位(5)、第3位(27)を示す。
 ・「その他」欄の数値は、左から、第1位(5)、第2位(0)、第3位(8)を示す。
 ・「特にない」欄の数値は、左から、第1位(0)、第2位(0)、第3位(2)を示す。

平成15年度第2回「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果

(3) 国家公務員制度において今取り組むべき課題



- (注)・「公務員のチャレンジ精神を高めるようにすること」欄の数値は、左から、第1順位(8)、第2順位(13)、第3順位(15)、第4順位(33)、第5順位(30)を示す。
- ・「その他」欄の数値は、左から、第1順位(14)、第2順位(3)、第3順位(2)、第4順位(2)、第5順位(24)を示す。
 - ・「無回答」欄の数値は、左から、第1順位(0)、第2順位(0)、第3順位(1)、第4順位(14)、第5順位(40)を示す。

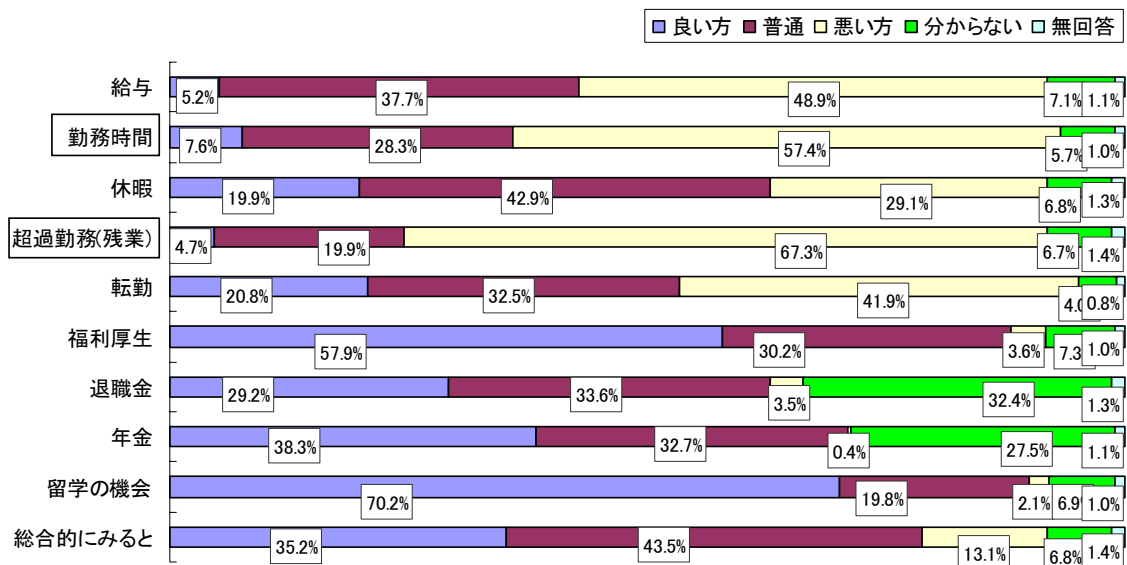
平成16年度第1回「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果

《参 考》

- 調査対象者 20歳以上の男女(計500人)
- 調査期間
 - 平成15年度第2回: 平成15年7月28日(月)から8月8日(金)まで
 - 平成16年度第1回: 平成16年4月7日(水)から4月20日(火)まで
 - 平成16年度第3回: 平成17年1月25日(火)から2月8日(火)まで

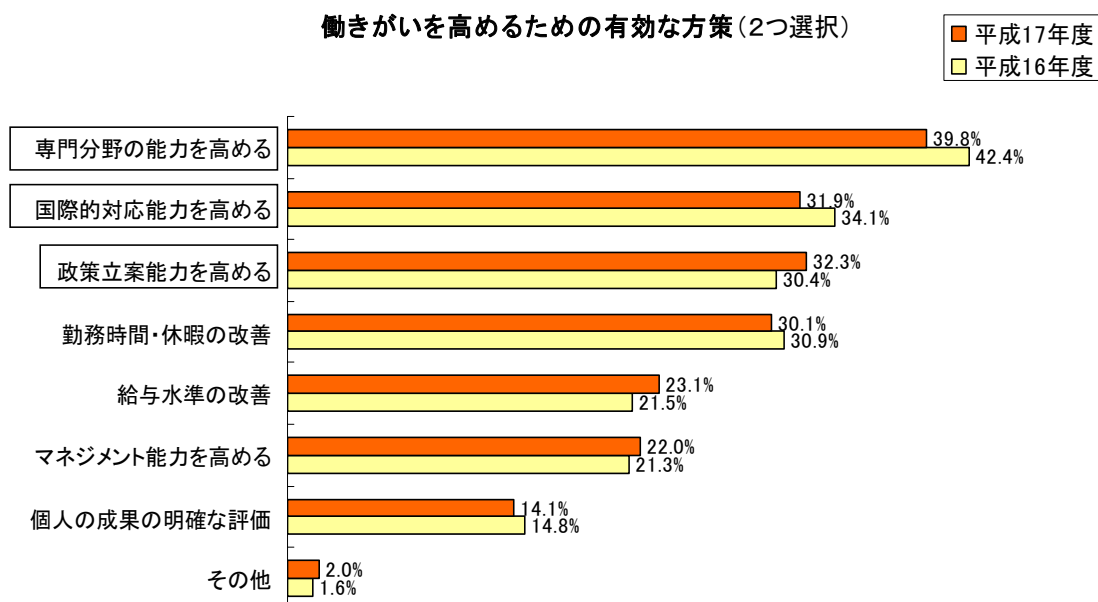
I 種試験等からの新規採用職員に対するアンケート調査結果

- 国家公務員の勤務条件等は、就職先を決めるときに考慮に入れた民間企業と比べてどのように思いますか。（各項目一つ選択）



(注)「超過勤務(残業)」及び「転勤」については、「良い方」とは「少ない方」、「悪い方」とは「多い方」を意味している。

○ あなたの「働きがい」を高めるために有効な方策は何だと思いますか。(二つ選択)



《参考》

○ 調査対象者 国家公務員採用I種試験等に合格して新たに採用された職員で、第39回国家公務員合同初任研修(4月6日～8日)の受講生737人(男性580人、女性157人)

○ 調査時期 平成17年4月6日

○ 有効回答数 718人(回答率97.4%)

資料出所：平成17年度人事院

「I種試験等からの新規採用職員に対するアンケート調査結果」